

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、9月8日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、

ネパール語、ミャンマー語、フランス語、

ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信



発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレス等も相談可

*混雑時は電話がつながりにくい場合あり

*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、**「後遺症の相談」とお伝えください。**

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

5歳～11歳の方へ 新型コロナワクチン3回目接種

5歳～11歳の方を対象に、新型コロナワクチン3回目接種を実施します。

5月までに2回目接種を終えた方には、9月上旬に接種券を発送しました。5月以降に2回目接種を終えた方には、2回目接種をした月から4か月が経過した月の月上旬に接種券を発送します。接種を希望する方は、予約をお願いします。

ワクチン接種の最新情報や詳細は、区ホームページをご覧ください。

[予約]事前に▶電話で問合せ先へ ▶墨田区専用予約システム(☎<https://g131075.vc.liny.jp>)から申込み**[問合せ]**墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル(コールセンター)☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)



区HP



区HP
(やさしい日本語)



墨田区専用
予約システム

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP(やさしい日本語)



墨田区国民健康保険または、東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスを除く)。

[対象]次の**全ての要件**を満たす方▶墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である ▶給与等の支払いを受けている被用者である ▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることが医師により証明される場合で、療養のために労務に服することができない ▶労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない**[支給期間]**労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間**[支給額]**直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *上限あり**[適用期間]**2年1月1日～4年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで) *申請期限は、支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内

支給には申請が必要です。支給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

墨田区国民健康保険
の被保険者

国保年金課こくほ給付係
☎5608-6123

東京都後期高齢者医療制度
の被保険者

広域連合お問合せセンター
☎0570-086-519・FAX0570-086-075
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

改定されます 東京都の最低賃金

10月1日から、東京都の最低賃金(地域別最低賃金)が31円引き上げられ、時間額1072円に改正されます。最低賃金は、使用者が労働者に支払わなければならない最低額です。都内の事業所で働く全ての労働者とその使用者に適用され、正社員やアルバイト等の雇用形態のほか、国籍、性別、年齢も問いません。詳細はお問い合わせください。**[問合せ]**▶東京労働局労働基準部賃金課☎3512-1614 ▶東京働き方改革推進支援センター☎0120-232-865 ▶経営支援課経営支援担当☎5608-6185

商工業融資をご利用ください 年末短期運転資金

区内中小企業の資金需要に因應するため、毎年行っている「年末短期運転資金」融資あっせんを、10月3日から開始します。詳細は、区ホームページをご覧ください。**[融資限度額]**300万円**[利率]**2.0% *うち1.5%は区が補助**[返済期間]**1年以内 *据置期間(2か月以内)を含む**[申込み]**申込用紙と必要書類を直接、10月3日～11月30日に経営支援課経営支援担当(区役所14階)☎5608-6183へ *申込用紙は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可

ご家庭でも再生土が作れます 「土の再生キット」の貸出し

園芸などで使用した土を再生するための「土の再生キット」を貸し出します。

[キットの内容]ふるい、園芸シート、園芸スコップ、土壌酸度計、再生方法のチラシ**[対象]**区内在住在勤の方**[費用]**無料**[申込み]**随時、環境保全課緑化推進担当(区役所12階)☎5608-6208へ *受け取りは申込先のほか、緑と花の学習園(文花2-12-17)、すみだ清掃事務所分室(亀沢1-8-3)でも可



世界一の交通安全都市TOKYOをめざして 秋の全国交通安全運動

9月30日まで、秋の全国交通安全運動を実施しています。今回は▶子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保 ▶夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止および飲酒運転の根絶 ▶自転車の交通ルール遵守の徹底 ▶二輪車の交通事故防止 ▶電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底 ▶放置自転車・放置二輪車の撲滅に重点を置き、運動を展開します。また、9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通ルールを守り、交通事故のない社会を築きましょう。**[問合せ]**▶土木管理課交通安全担当☎5608-

6203 ▶本所警察署☎5637-0110 ▶向島警察署☎3616-0110

9月末に予診票をお送りします 高齢者インフルエンザ予防接種

[接種期間]10月1日(土)～5年1月31日(火)**[ところ]**23区内の実施医療機関**[対象]**12月31日時点で▶65歳以上の方 ▶60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能に身体障害者手帳1級相当の障害のある方**[費用]**無料 *今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため全対象者無料で接種可**[申込み]**事前に電話で接種を希望する実施医療機関へ**[問合せ]**保健予防課感染症係☎5608-6191

ぜひ、登録してください すみだ安全・安心メール

すみだ安全・安心メールは、スマートフォンやパソコン等に、区内で発生した気象・地震等の災害情報や、犯罪・不審者等の防犯情報などをEメールで配信するものです。ご自身やご家族の安全対策としてご活用ください。受信を希望する方は、下記の方法で登録してください。**[費用]**無料**[登録方法]**空メールを☎s.sumida-city@raidan2.ktaiwork.jpへ送信**[問合せ]**安全支援課安全支援・空き家対策係☎5608-6199 *詳細は区ホームページを参照

